

国立天文台研究教育職員の任期に関する規則

平成16年 4 月 1 日

国天規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第6条において準用する法第5条第2項の規定に基づき、国立天文台における研究教育職員の任期について必要な事項を定める。

(研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて雇用する研究教育職員の研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。

2 別表に定める研究教育職員は、任期満了の後には審査の後、任期の定めのない研究教育職員になることができる。

(雇用される者の同意)

第3条 任期を定めて別表に定める研究教育職員を雇用する場合には、別紙様式により、当該雇用される者の同意を得なければならない。ただし、更新の場合は除く。

(公表)

第4条 この規則を定め、又は改正したときは、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、運営会議の議を経て、台長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前において、国立天文台における教員等の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）により任用されていた者で引き続き研究教育職員に雇用される者の任期は、第2条に規定する別表第1及び別表第2にかかわ

らず、旧規則による任期とする。

附 則

この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 9 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年 3 月28日から施行する。
- 2 この規則の改正前において、改正前の国立天文台研究教育職員の任期に関する規則（以下、「改正前規則」という。）により任用されていた者で引き続き研究教育職員に雇用される者の任期は、第 2 条に規定する別表第 2 にかかわらず、改正前規則による 2 年の任期とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 1 に定める助教の採用は、平成25年 4 月 2 日以後は行わない。

附 則

この規則は、平成26年 5 月 8 日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

組織	対象となる職	任期	更新に関する事項	根拠規定
各プロジェクト室	教授，技師長， 准教授，主任研究 技師，講師，先任 研究技師，助教， 研究技師	5 年	自然科学 研究機構 職員就業 規則に定 められた 定年に達 した日以 後の最初 の3月31 日まで更 新可	法第4条 第1項第 1号
各センター				
科学研究部				
情報セキュリティ室				

別紙様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

国立天文台長 殿

氏 名
(自 署)

私は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第6条において準用する第5条第1項及び国立天文台研究教育職員の任期に関する規則第3条の規定に基づき、下記の任期職に採用されることに同意します。

記

研究組織及び職 国立天文台〇〇〇〇 〇〇〇〇

任 期 年 月 日から 年 月 日まで